

「海外進出を成功させる商標制度活用入門」

商標は、事業を営む上での必須アイテムとして、日本国内の事業に限らず、海外での事業でも同様に機能します。一方、商標の使用を独占する権利（商標権）は、国ごとに発生するため、日本で商標権を取得しても、そのまま外国で権利を主張できるものではありません。本セミナーでは、海外進出をしている、又は、海外進出を検討している企業を主な対象に、海外での商標の保護方法や商標権の活用方法について、商標制度の基礎にも触れつつ、お伝えします。



2020年10月28日(水) 14:00~16:00

講師：Markstone 知的財産事務所代表／弁理士 中村 祥二 氏

【講師略歴】企業の知的財産部門を経て、都内中堅特許事務所に入所。約9年間の勤務の後、2018年7月に中野区にて独立開業。専門分野は商標・意匠。これまでに100社以上の中小企業のブランド保護や地方公共団体の商標登録を担当。知的財産セミナーの講師や教育機関での知財授業の経験も豊富。

参加費/定員 **定員30名／無料**

会場 **中野区産業振興センター3階
大会議室 (中野中野2-13-14)
中野駅南口 徒歩5分**



セミナー概要

- ・ 商標制度の概要
- ・ なぜ海外事業で商標権が必要なのか
- ・ 海外での商標権の取得方法
- ・ 海外進出時に商標に関して検討すべき事項
- ・ 商標権の取得後の留意事項

お問い合わせ先

東京商工会議所中野支部（芳賀） 電話：03-3383-3351
中野区中野 2-13-14 中野区産業振興センター2階
※東商中野支部は2019年2月18日上記住所に移転しました。

参加申込書

- ・ 定員に達し次第締め切りとなります。(締め切り後にお申し込んだ方のみご連絡申し上げます。)
- ・ 記入いただいた情報は、当該講演に関する連絡・記録のために使用します。また、東京商工会議所からの各種情報提供のために使用する場合があります。
- ・ 受講券は発行しませんので、当日直接会場にお越しください。

会社名		TEL
		FAX
所在地	〒	
参加者	部署名・お役職：	氏名：
	部署名・お役職：	氏名：
従業員数	1. 5名以下 2. 6~10名以下 3. 11~50名以下 4. 51~100名 5. 101名以上	
産業分類	1. 建設業 2. 製造業 3. 情報通信業 4. 運輸・倉庫業 5. 卸売業 6. 小売業 7. 金融・保険業 8. 不動産業 9. 飲食店・宿泊業 10. 医療・福祉 11. 教育、学習支援事業 12. サービス業 13. その他()	

切り取らずに、**FAX：03-3383-3353** までご返信ください。

※弊所からの同報FAXでのご案内を希望されない場合は、大変お手数をお掛けいたしますが、下記の に「」をつけて、 同報FAX配信を希望しません
FAXにてご返送ください。